

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例
及び 75 万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第 8 条第 5 項（（重加算税の加重措置））及び消費税法第 59 条の 2 第 1 項（（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例））の規定の不適用の特例並びに所得税の 75 万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合に使用してください。

本規定の適用を受けようとする場合、その電磁的記録が特定電磁的記録であって、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「電子帳簿保存法規則」といいます。）第 5 条第 5 項（（特定電磁的記録の保存要件））の要件を満たして保存している必要があります。

なお、電子帳簿保存法規則第 5 条第 5 項の要件を満たすためには、国税庁長官の定める基準に適合したシステムを使用する必要があります。

- (注) 1 上記の特定電磁的記録については、電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限りです。
- 2 上記の「国税庁長官の定める基準に適合したシステム」とは、次の表のいずれかの電磁的記録で特定電磁的記録に該当するものを、電子帳簿保存法規則第 5 条第 5 項各号に掲げる要件を満たして保存することができる機能を有したシステムをいいます。

電磁的記録の種類	
消費税法第 30 条第 9 項第三号（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する仕入明細書又は同法第 57 条の 4 第 1 項（適格請求書発行事業者の義務）に規定する適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録	
※ デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Standard Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）をいいます。	
金融機関等（預金保険法第 2 条第 1 項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 1 項に規定する農水産業協同組合をいいます。）のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録	
※ 金融機関等の預貯金口座における決済データをいいます。	

- 3 個人事業者の場合、電子帳簿保存法第 8 条第 5 項及び消費税法第 59 条の 2 第 1 項の規定の不適用の特例は令和 8 年分の所得税及び消費税から、所得税の 75 万円の青色申告特別控除は令和 9 年分の所得税から適用が開始されますのでご注意ください。なお、令和 8 年分の所得税について電子帳簿保存法第 8 条第 5 項及び消費税法第 59 条の 2 第 1 項の規定の不適用の特例の適用を受けるためにこの届出書を提出した場合には、令和 9 年分の所得税について所得税の 75 万円の青色申告特別控除の適用を受けるために、あらためてこの届出書を提出する必要はありません。

1 届出期限

本規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。なお、適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税に係る法定申告期限までに、この届出書を所轄税務署長に提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア	「J I I M A 認証の有無」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが J I I M A 認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子帳簿保存法規則第 5 条第 5 項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、P e p p o l インボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が 1 つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載してください。

		同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載してください。
	(2) 市販のソフトウェア以外 （自己開発又は委託開発）	「自己開発・委託開発」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発の場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	上記1以外の参考となる事項	上記1以外に参考となる事項があれば記載してください。